

令和7年度 第2回首里城復興基金事業監修会議(通算第8回)【議事概要】

日時：2026年3月11日(水) 14:00～16:00

会場：沖縄県市町村自治会館4階第5・6会議室

1. 令和7年度の復興基金事業の概要等【資料1,資料1-2,参考資料1-1】

- ・ 特になし。

2. 各WG部会の検討状況【資料2～5】

①彫刻ワーキング部会の検討状況

- ・ 製作の各段階を示す資料の保存・活用について、和紙の清書は県博美で受け入れる方向で内部調整が概ね完了している。但し、製作過程で使用した紙資料の一部にトレーシングペーパーの資料が含まれており、これは数十年で劣化が進むため、折り曲げた状態での保存は当館で責任を持つことは難しい。今後の保存・活用のあり方について、劣化が進む可能性も含めてご了承頂けることが、受入れ判断の前提となる。
 - 下絵の保存に係る方針は、現在、費用面も含め検討を進めている段階である。受入れに係る条件等については引き続き調整させて頂きたい。(事務局)
- ・ デジタルデータは公文書館等へ移管されることだが、データのバックアップ等について、現時点で検討が進んでいる内容があればご教示頂きたい。
 - 県文書管理部署とも昨年度から調整を行っている。今年度は公文書館として、デジタル県庁の初年度となるため、どの程度のデータ量となるかは未確定であり、その状況も踏まえながら、バックアップ等について今後検討していくと思われる。(事務局)
- ・ 資料の公開の可否や許諾の取扱いについて、どのように整理されているか伺いたい。公開に制限のある資料もあると思われる一方で、公共財として扱うべき資料もあると考える。
 - 所有者の許可条件等については現在調整中である。公文書館においては、許可が得られなかった資料を公開資料から除外することについて、運用上問題はないと確認している。そのため、許可が得られた資料のみを公共財として残していく方向で調整を進めている。(事務局)

②焼物ワーキング部会の検討状況

- ・ 石膏原型や予備(代替可能品)として製作したモノ資料については、那覇市内の博物館と調整したが、手狭なため保存は難しいとの回答を頂いている。現在は、県内の他の博物館と調整中である。(事務局)
- ・ 石膏原型や予備(代替可能品)として製作したモノ資料は、芸大での保存は難しい。彫刻WGにおいて製作した各段階の資料は、令和の復元資料とあわせて平成復元時の資料についても芸大にて収蔵予定だが、焼物WGにおける平成復元時の降棟鬼瓦の石膏原型は

どのように取り扱うのか。

- 降棟鬼瓦は、県が国から借用している扱いである。今後、県で活用する方向となる場合は、国と県で調整したい。あわせて、引取りを希望する機関がある場合は、それも含めて調整したい。(事務局)
- 芸大で引取り予定の木彫刻の平成復元時に作成された石膏原型についても、国に帰属するという理解でよろしいか。国に帰属する場合、その整理を経ずに芸大が引き取るのは適切ではないと考えられるため、まずは国に返却するという整理になるのか。今回復元との差異を比較するためにも芸大にて保存を考えているが、手続きは適切に進めて頂きたい。
 - 承知した。(事務局)

③染織ワーキング部会の検討状況

- 首里城正殿での垂飾の取付けは、どのような方法・工程を想定しているのか。
 - 垂飾の取付けは、しわが寄らないようテンションをかける必要があるため、県において職人の協力を得ながら現場で縫製作業等の対応をする必要があると考えている。時期については、扁額の取付けも含め、現在調整中である。(事務局)
- 「琉球古刺繍」「琉球千鳥繡い」「本綾織り繡い」の名称については、第三者による使用がないことを確認した上で、2007年頃から使用している。また、論文で使用する際には、資料の所有者の許可を得た上で活用しているが、本事業においても同様の調査結果が会議資料として整理されたものがあり、その取扱いについては慎重に考えたい。資料の所有者が個人の場合もあれば団体の場合もあり、その点でも整理が難しい状況にある。

④瓦類ワーキング部会の検討状況

- 金型の保存に際しては、重量があることに加え、材質によってはメンテナンスが必要になる可能性があると考ええる。保存管理上、実際にメンテナンスが必要なのか、それとも不要なのかを確認したい。
 - 保存に際してメンテナンスが必要となる。加えて、重量もあることから、保存する場合は保存場所についても検討する必要があると考えている。(事務局)
- メンテナンスについては、特別な技術を要するものではなく、防錆をはじめとする一般的な方法による対応でよいという理解でよろしいか。
 - 具体的な保管方法については、赤瓦組合に知見があるため、必要に応じてヒアリングを行い、必要なメンテナンス内容を把握する。(事務局)

3. 製作にかかる記録等の保存・活用について等【資料6,参考資料6-1,参考資料6-2】

- 大龍柱の3Dデータや古写真と、小龍柱の古写真を比較する中で、小龍柱の造形は大龍柱をモデルにした可能性が高いとの印象を持つに至った。今回復元では、大龍柱の腹板のねじれについて資料から決定的な根拠が読み取れないものの、小龍柱の腹板のねじ

れが古写真で確認できたことを理由に、大龍柱でも腹板のねじれを表現した。もし小龍柱が大龍柱をモデルに製作されたのであるならば、大龍柱でも腹板がねじれていた可能性が考えられる。本件については将来の検討事項として記載頂きたい。

- 龍頭棟飾については、文化財復元の観点から見ると、首里城正殿の復元年代と同時代の龍頭棟飾を示す資料が極めて限られているため、実質的には大正期の写真を主な根拠として復元を行っている。また、今回復元にあたり、壺屋の陶工に担って頂く案があったが、尚家文書では、田名宗経及び新垣筑登之親雲上に対する表彰の記録があるが、壺屋に関する表彰は確認できない。当初、壺屋が製作に関わっていた可能性がある一方、その後は彫刻職が担っていたと読み取れる。さらに、このことから、龍頭棟飾が焼物であったかどうかについても疑問が残る。龍頭棟飾が焼物であったのか十分な根拠がないこと自体を記録として明確に残して頂きたい。
- 記録集は、国とのすり合わせを要する一方で、国から示された仕様を踏まえつつ、県として追加した議論もあることから、十分に練った内容で取りまとめて頂きたい。なお、最終的に紙媒体で作成することになるのかについても確認したい。
 - 国との整合を図る必要があることから、現時点では具体的な出版形態は決まっていない。冊子形式での取りまとめを想定しているが、印刷の有無については未定である。(事務局)

4. その他

- 今回の復元は、技術者の力なくしては成し得なかったものである。県としても、製作者の功績を適切に表彰すべきではないかと考える。これは、県における後継者育成や伝統工芸の振興という観点からも重要であり、その功績をしっかりと称える必要がある。県として、この点について何らかの方針があれば伺いたい。
 - 祝賀会等の実施について現在検討しているところだが、県の製作メンバーに限らず、国の製作技術者等も含めた形で表彰できるよう、国とも調整しながら、表彰等を行う時期や方法について検討していきたいと考えている。(事務局)

以上